



# 佐賀県公報

平成17年  
1月20日  
(木曜日)  
号外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

(四・税務課)一

## 公布された規則のあらまし

### ○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四号）

1 電子情報処理組織を使用して県税の申告を行う者は、知事が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならぬこととした。（第三条の一関係）

2 この規則は、平成十七年一月二十一日から施行することとした。

### ○規則

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月二十日

佐賀県知事 古川康

### ●佐賀県規則第四号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（電子申告等）

第三条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十

四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して県税の申告を行う者は、知事が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。  
2 前項の規定による申告について必要な事項は、別に定める。

### 附則

この規則は、平成十七年一月二十一日から施行する。

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年一月二十日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西 部 印 刷 企 画 (株)